

事 務 連 絡

平成25年1月31日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

振 興 課

老人保健課

構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物
設置事業」の全国展開に係る標準事務処理マニュアルの送付について

介護保険制度の円滑な推進につきましては、平素から格別のご尽力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物
設置事業」の全国展開については、「構造改革特別区域における「特別養護老人
ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」の全国展開について」（平成24年
3月30日付け老発0330第3号厚生労働省老健局長通知）により周知を行っ
たところですが、今般、消防庁予防課から、標準事務処理マニュアルについて、
別添のとおり情報提供がありましたので、送付いたします。

つきましては、業務の参考とするとともに、管内市町村（特別区を含む。）を
はじめ、関係者、関係団体等に対して周知いただきますようお願いいたします。

(別添)

事 務 連 絡
平成25年1月31日

厚生労働省老健局高齢者支援課
振 興 課 御中
老人保健課

消 防 庁 予 防 課

構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」の全国展開に係る標準事務処理マニュアルの送付について

平素から、消防行政の推進に御理解と御協力を賜り御礼申し上げます。

構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」の全国展開については、平成24年3月30日付け老発0330第3号により各消防本部において運用しているところでありますが、この度、全国消防長会において別添のとおり標準事務処理マニュアルが作成されました。

つきましては、その内容について貴省の都道府県関係部局等への周知をよろしくお願いいたします。

なお、本マニュアルについては、全国消防長会ホームページ(<http://www.fcj.gr.jp/>)にも掲載しておりますので併せて申し添えます。

【連絡先】

消防庁予防課

齋藤・亀山

電 話：03-5253-7523

F A X：03-5253-7533

e-mail：a.kameyama@soumu.go.jp

別 添

事 務 連 絡
平成25年1月29日

消防庁
予防課長 渡邊 洋己 殿

全国消防長会
事務総長 坂井 秀司

標準事務処理マニュアルの作成について（情報提供）

構造改革特別区域における特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業が全国展開されたことに伴い、全国消防長会予防委員会において検討した結果、各消防本部が対応可能な事務処理体制や具体的な判断基準を構築するため、「構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業の全国展開について（平成24年3月30日付け消防予第130号予防課長通知）」に対する標準事務処理マニュアルを取りまとめました。

つきましては、特別養護老人ホーム等の事業者や福祉部局に対し、統一的な対応を行うため、本マニュアルを業務の参考とするよう、各消防長あて別添えのとおり通知するとともに、当会ホームページ（<http://www.fcj.gr.jp/>）にデータ掲載しましたので、お知らせいたします。

・別添

「平成25年1月29日付け全消発第351号 全国消防長会会長通知」

問合せ先
全国消防長会
事業管理課 秋葉・山中
電話 03-3234-1321
F A X 03-3234-1847
E-mail jigyo-2@fcj.gr.jp